

給付金 一定の所得層世帯対象 給付金を支給します

☎給付金コールセンター ☎ 43-5170

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、一定の所得層世帯に対して、給付金を支給します。対象と思われる世帯には案内を送付しています。

| 項目 | 生活応援給付金 | 均等割のみ課税世帯 支援給付金 |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支給対象となる世帯 | <p>基準日（令和5年12月1日）に、南あわじ市の住民基本台帳に記録されている人で、次の要件をすべて満たす世帯</p> <p>①世帯の令和5年度市民税所得割額の合計が97,000円未満であること（非課税世帯、生活保護世帯等を除く）</p> <p>②非課税世帯に対する給付金、均等割のみ課税世帯支援給付金の支給を受けていない、またはこれらの給付金を受けた者を含む世帯ではないこと</p> | <p>基準日（令和5年12月1日）に、南あわじ市の住民基本台帳に記録されている人で、次の要件をすべて満たす世帯</p> <p>①世帯の全員が、令和5年度市民税が課税されている者（親族等）に扶養されている世帯ではないこと</p> <p>②世帯に令和5年度市民税所得割が課されていないこと</p> <p>③非課税世帯に対する給付金の支給を受けていない、またはを受けた者を含む世帯ではないこと</p> |
| 支給額 | 1世帯2万円 | 1世帯10万円 |
| 申請方法 | <p>対象と思われる世帯には、市から3月中旬に申請書を送付しています。内容を確認して、同封の返信用封筒で返送してください。</p> <p>市役所本館1階福祉課窓口、各市民交流センターでも受付しています。</p> <p>※市民交流センターでは預かりのみとなり、記載内容や添付書類等の確認は出来ませんのでご了承ください</p> | <p>対象と思われる世帯には、市から2月中旬に確認書を送付しています。内容を確認して、同封の返信用封筒で返送してください。</p> <p>市役所本館1階福祉課窓口、各市民交流センターでも受付しています。</p> <p>※市民交流センターでは預かりのみとなり、記載内容や添付書類等の確認は出来ませんのでご了承ください</p> |
| 注意事項 | <p>世帯の中に令和5年1月2日以降に南あわじ市へ転入した人が含まれる場合は、該当する人の課税証明書の添付が必要です。</p> <p>令和5年1月1日に住民票のあった市町村で課税証明書の交付を受けてください。</p> <p>※高校生以下は不要</p> | — |
| 申請期限 | 5月15日（水） | 5月15日（水） |

▶ マイナンバーカード出張申請受付中

身体的な理由などで市役所まで行くのが難しい人を対象に、平日に職員がご自宅などを訪問し、マイナンバーカードの申請をサポートする個別訪問の予約を受け付けています。入院・入所中の人は、病院や施設と調整の上、市内に限り訪問することも可能です。

※完全予約制
※ご希望の日時に沿えない場合もあります
☎総合窓口センター ☎ 43-5212



令和6年度国民年金保険料

| 納付方法 | 1カ月分 | 6カ月分 | 1年分 | 2年分 | |
|---------|----------|-------------|----------|-----------|----------|
| 月々の現金払い | 16,980円 | 101,880円 | 203,760円 | *413,880円 | |
| 前納 | 現金・クレジット | — | 101,050円 | 200,140円 | 398,590円 |
| | 口座振替 | 16,920円（早割） | 100,720円 | 199,490円 | 397,290円 |

※令和7年度の保険料を17,510円で算出（16,980円×12月+17,510円×12月=413,880円）

前納の申し込みについて
現金納付による2年前納は年金事務所へ申し込みが必要ですが、支払期限が4月30日です。余裕をもってお問合せください。

3月から、国民年金保険料の口座振替・クレジットカードによる前納について、年度の途中からまとめて振替（立替）できるようになりました。ただし、6カ月前納を選択した人で初回振替日が5月末から9月末となる場合は、最初の10月末に初めて6カ月前納（前納）の振替（立替）となります。

納付方法について
6カ月前分（4月～9月）、1年度分、2年度分の現金前納の支払期限は4月30日です。6カ月前分（10月～翌年3月）の現金前納の支払期限は10月31日です。金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで、前納用の納付書にてお支払いください。ただし、保険料額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアではお支払いできません。

明石年金事務所管内出張年金相談

▽日時 5月23日（木）
午前10時15分～午後3時
▽場所 洲本市文化体育館
▽受付期間 4月23日（火）～
※満席になり次第受付終了
▽受付方法 明石年金事務所へ電話でお申し込みください。

☎明石年金事務所
078-912-4983

☎総合窓口センター
43-5212



多様性
パートナースhip宣言 制度が始まります

市では、性的指向および性自認に関わらず誰もが人権を尊重され、自己実現を図り、自分らしく生き生きと暮らすことのできる社会の実現を目指し、4月1日から「南あわじ市パートナースhip宣言制度」を導入します。

パートナースhip宣言制度は、性的マイノリティである二人が互いを人生のパートナーとして届け出したことを市が証明する制度です。

対象者 次の要件をすべて満たす人

- ・満18歳以上であること
- ・市内に住所を有するか、市内への転入を予定していること
- ・配偶者（事実婚を含む）がいないこと
- ・相手方以外の者とパートナーシップの関係にないこと
- ・双方が近親者でないこと

手続きの流れ

- ①事前審査・予約
宣誓を希望する日の1週間前までに必要書類を提出



②パートナースhipの宣誓
予約した宣誓の日時にお二人でお越しください。

③宣誓書受領証の交付
宣誓書受領証は行政サービス等の利用時に活用いただけます。

※その他、宣誓手続きに必要な書類や、宣誓により利用できる行政サービス等については、市ホームページでご確認ください

☎総合窓口センター
43-5212

国民年金 令和6年度 国民年金保険料のお知らせ

多様性 パートナースhip宣言 制度が始まります



市ホームページ